

歯科技工所開設届出事項変更届

概要説明	歯科技工士法第 21 条第 1 項、施行規則第 13 条に基づき、歯科技工所の届出事項を変更する場合に行う届出書です。
提出書類	<p>1 歯科技工所開設届出事項変更届（様式第 2 号） 変更事項により下記の書類が必要です。詳細はお問い合わせください。</p> <p>2 構造設備の平面図（室の区分、各室の床面積、窓の位置、換気装置の位置、手洗設備の位置、歯科技工を行うために必要な設備器具等の位置を明記のこと。）</p> <p>3 管理者である歯科医師、歯科技工士の資格免許証の写し（原本確認）</p> <p>4 業務に従事する歯科医師、歯科技工士の資格免許証の写し（原本確認）</p> <p>5 構造設備の概要</p> <p>6 従事者一覧</p> <p>7 機器の共同利用に関する資料</p> <p>8 リモートワークに関する資料</p> <p>それぞれ 1 部（押印は不要です） （保健所の受理した証が必要な場合は 2 部）</p>
受付期間	変更日～変更後 10 日以内 （敷地内移転や改装時は工事着工前にご相談ください）
受付窓口	下関市立下関保健所保健医療政策課
お問い合わせ先	下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 （〒750-8521 下関市南部町 1 番 1 号） TEL ; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	—
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 資格免許証の原本確認を実施しますので、届出時に転入者全員分お持ちください。 開設者又は、所在地の変更（移転）は、廃止及び開設届の手続きが必要です。